

議員提出議案第 14 号

葛飾区議会が管理する情報の公開に関する規程の一部を改正する規程
上記の議案を提出する。

平成 29 年 10 月 3 日

提出者	1 1 番	伊藤 よしのり	1 9 番	大 高 拓
	2 1 番	筒井 たかひさ	2 2 番	平田 みつよし
	2 3 番	秋 本 とよえ	2 9 番	中 村 しんご
	3 0 番	く ぼ 洋 子	3 1 番	出口 よしゆき
	3 2 番	上 原 ゆみえ	3 3 番	黒柳 じょうじ

葛飾区議会議長 安 西 俊 一 殿

(提案理由)

葛飾区議会が管理する情報の公開に関し、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会が管理する情報の公開に関する規程の一部を改正する規程

葛飾区議会が管理する情報の公開に関する規程（平成 13 年 3 月 29 日葛飾区議会議決）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項から第 4 項までを削り、同条の次に次の 4 条を加える。

(決定期間延長の理由等)

第 4 条の 2 条例第 7 条第 3 項に規定するやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 公開の請求に係る情報に多量の文書が含まれる等の合理的な理由により、公開の請求に係る情報の公開の可否（条例第 10 条の 3 の規定による請求の拒否を含む。）の決定（以下「公開可否決定」という。）をするのに日数を要すること。
- (2) 条例第 7 条第 5 項の規定による聴取をする必要があるため、公開可否決定をするのに日数を要すること。
- (3) 災害の発生、一時的な事務量の増大等の理由により、短期間に公開可否決定をすることが困難であること。

(1) 年末年始の執務を行わない日が含まれる等の理由により、短期間に公開可否決定をすることが困難であること。

2 条例第7条第3項の規定による通知は、情報公開決定期間延長通知書により行うものとする。

(第三者の意見の聴取等)

第4条の3 条例第7条第5項の規定による聴取は、議長が第三者情報意見照会書及び第三者情報意見回答書を第三者（条例第7条第5項に規定する区以外のものをいう。以下同じ。）に送付することにより行うものとする。

2 議長は、第三者から第三者情報意見回答書の返送がないとき又は口頭で回答することを希望する旨の申出があったときは、第三者の意見を口頭により聴取し、第三者情報意見聴取書に記録するものとする。

3 議長は、公開可否決定の結果について、第三者情報公開可否決定結果通知書により意見を聴取した第三者に通知するものとする。

(情報の不存在等の通知)

第4条の4 議長は、条例第6条に規定する請求書の提出があった場合において、公開の請求に係る情報が存在しないとき（条例第2条第2号に規定する情報に該当しないときを含み、条例第10条の3の規定により情報の公開の請求を拒否する決定をしたときを除く。）又は条例第16条若しくは葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例（平成13年葛飾区条例第12号）付則第2項若しくは第3項の規定により条例の適用を受けないものであるときは、情報の公開を請求したものに対し、情報不存在等通知書により通知するものとする。

(特例延長通知)

第4条の5 条例第7条の2の規定による通知は、情報公開決定期間特例延長通知書により行うものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

(写しにより公開する理由)

第5条の2 条例第8条第2項に規定する相当の理由は、次に掲げる理由とする。

(1) 条例第10条の規定により公開しないことができる情報に係る部分を除いて公開す

る場合において、原本により公開することが困難であること。

- (2) 公開の請求に係る情報が、閲覧に供することにより日常の業務に支障を及ぼすおそれのある常用の台帳、帳簿等であること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に議会の円滑な運営を確保する必要があること。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。